

岩手県被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱

第1 目的

この要綱は、地震時による被災建築物の危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う岩手県被災建築物応急危険度判定士を認定し、余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において岩手県被災建築物応急危険度判定士とは、知事の認定を受け建築物の応急危険度判定の作業を行う者をいう。

第3 判定士の認定

- 1 岩手県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の認定は、知事が行う。
- 2 判定士の認定は、判定士認定台帳に登録することによって行う。
- 3 知事は、判定士に対し判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付する。
- 4 1による認定の有効期限は、認定日から5年間を経過した年の12月31日までとする。ただし、別に定める更新の手続きを行うことによって、さらに5年間を期限に継続できるものとする。

第4 認定の申請

- 1 判定士（更新の場合を含む。）として認定を受けようとする者は、認定（更新）申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 認定の申請は、県内に住所を有する者で、第5の1による講習を修了した者又は他の都道府県において同様の講習会を修了した者でなければ行うことができない。
- 3 前項の講習は、申請日から過去1年以内に受講したものに限る。ただし、他の都道府県における同様の制度の認定を受けている者（転居を理由とする以外の認定失効者を除く。）が認定を希望する場合又は第3の4項に定める更新の申請の場合はその限りでないものとする。

第5 講習会

- 1 知事は、判定士の資格の認定を行うため、講習会を実施するものとする。
- 2 講習会の受講者は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）による建築士又はその他知事が認める者とする。
- 3 知事は、講習を修了した者に対して、講習会修了者台帳に登載の上、受講修了証を交付する。

第6 判定士の任務

- 1 判定士は、岩手県知事の依頼により、応急危険度判定士を行うものとする。
- 2 判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、認定書を携帯するものとする。

第7 変更の届出

判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を知事に届けなければならない。

第8 認定の取消し

知事は、第3の認定を受けた者がいずれかに該当したときは、認定を取消することができる。

- (1) 法による建築士でなくなったとき。
- (2) その他知事が不相当と認めたとき。

(3) 居住地が岩手県内でなくなったとき。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、岩手県被災建築物応急危険度判定士資格認定制度に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年9月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。